平成２７年（フ）第１２号
茨城県坂東市岩井3530番地１　藤田住宅Ｆ棟301号
債務者　工藤　輝枝
１　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第５号
新潟市西区関屋堀割町２番１―204号
債務者　小林　幹夫
１　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７号
新潟市江南区西町３丁目１番61号
債務者　海老よしみ
１　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２１号
山梨県甲府市山宮町3560番地３、前住所山梨県甲斐市富竹新田596番地６
債務者　伊藤　　薫
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８２９号
名古屋市守山区小幡５丁目13番22号　メゾン喜多山2007号、従前の住所千葉県船橋市習志野台７丁目22番12号
債務者　新垣　達徳
１　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０４８号
愛知県日進市竹の山２―205　レオパレスＬＯＴＵＳ204―Ｂ、住民票上の住所名古屋市中川区新家２丁目1309番地
債務者　前野　竜也
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８号
名古屋市南区戸部町３丁目21番地　ニッシンハイツ笠寺108号
債務者　吉川　　均
１　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１号
三重県尾鷲市野地町11番34号
債務者　元気こと　尾崎三思子
１　決定年月日時　平成27年１月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第５０２号
兵庫県姫路市安富町長野57番地４、従前の住所大阪市西淀川区佃２丁目２番76号
債務者　戸澤　智和
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１号
兵庫県加古川市野口町水足333番地の２野口団地７―301号
債務者　新杉　辰也
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３号
山口県下関市貴船町１丁目11番19号
債務者　未来板金サービスこと　橋詰　喜好
１　決定年月日時　平成27年１月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第９８号
香川県丸亀市金倉町278番地２
債務者　井澤　俊晴
１　決定年月日時　平成27年１月30日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１号
香川県善通寺市善通寺町３丁目８番22号
債務者　森　　純示
１　決定年月日時　平成27年１月30日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第２５３号
福岡県久留米市御井旗崎４丁目３番20号　石井コーポ102号、前住所福岡県久留米市山川町665番地１　サンモール105号
債務者　阿部　由美
１　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第８号
福岡県三井郡大刀洗町大字甲条1521番地９　グランドヒルＡ―101
債務者　廣瀬由佳里
１　決定年月日時　平成27年１月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第６号
鹿児島県垂水市中俣99番地２
債務者　今村　　挙
１　決定年月日時　平成27年１月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係